

平成28年 No.26

○東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

校長の資格要件を変更するため，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成28年 4 月15日 附属学校運営会議 審議・承認

平成28年 4 月20日 役員会 審議・承認

東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成28年4月21日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成28年規程第19号

東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程について

改正理由：校長の資格要件を変更するため、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
〔省略〕 (校長及び園長) 第24条 附属学校に、校長（幼稚園にあつては、園長。次項において同じ。）を置く。 2 校長は、<u>学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に規定する資格要件を有する者</u>をもって充てる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成28年4月21日から施行する。</u>	〔省略〕 (校長及び園長) 第24条 附属学校に、校長（幼稚園にあつては、園長。次項において同じ。）を置く。 2 校長は、<u>教授</u>をもって充てる。 〔省略〕